

TOSHIBA

Leading Innovation >>>

企業の研究所における輸出管理 —東芝 研究開発センター— における輸出管理—



2013年9月7日

株式会社 東芝



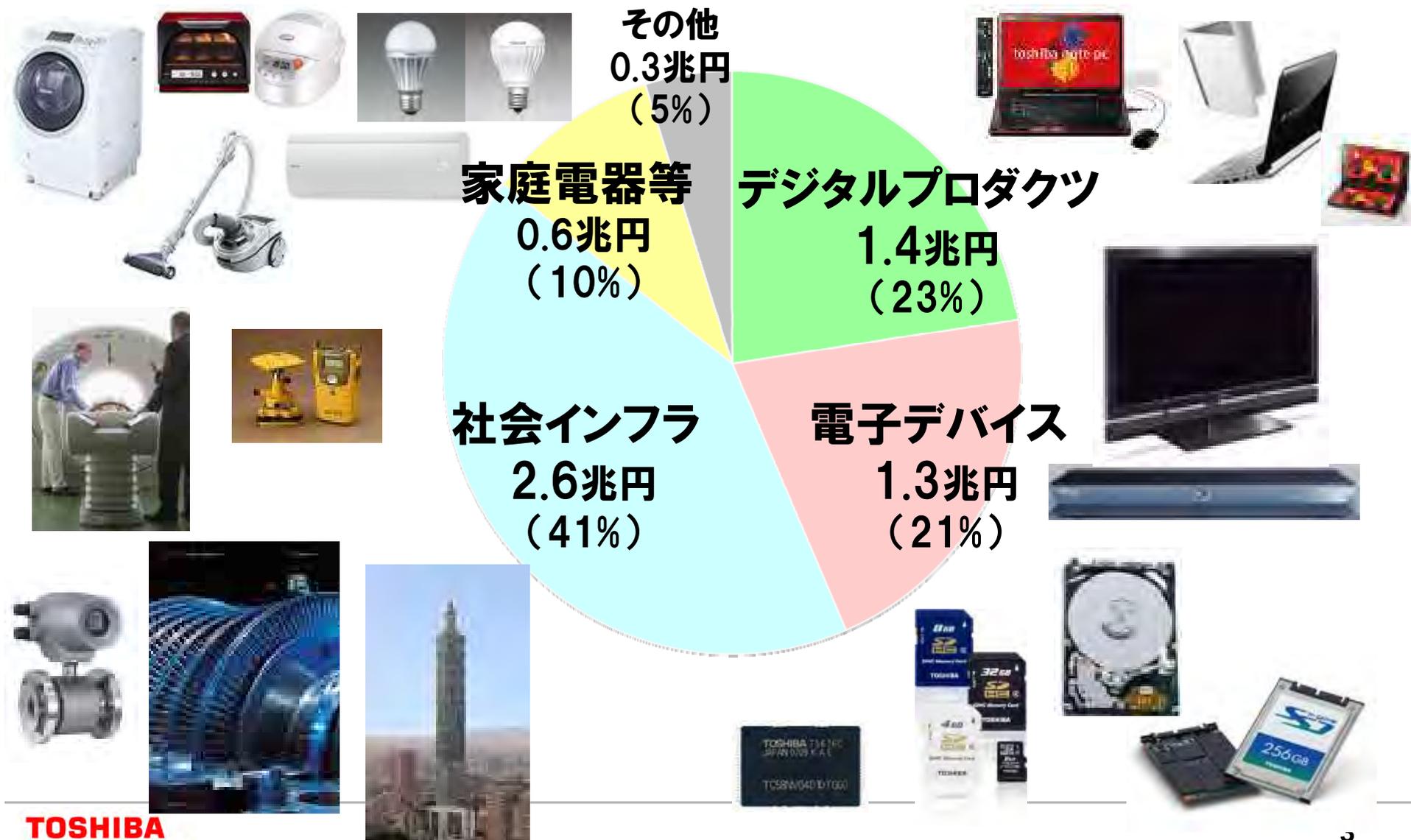
東芝グループは、持続可能な
地球の未来に貢献します。

目次

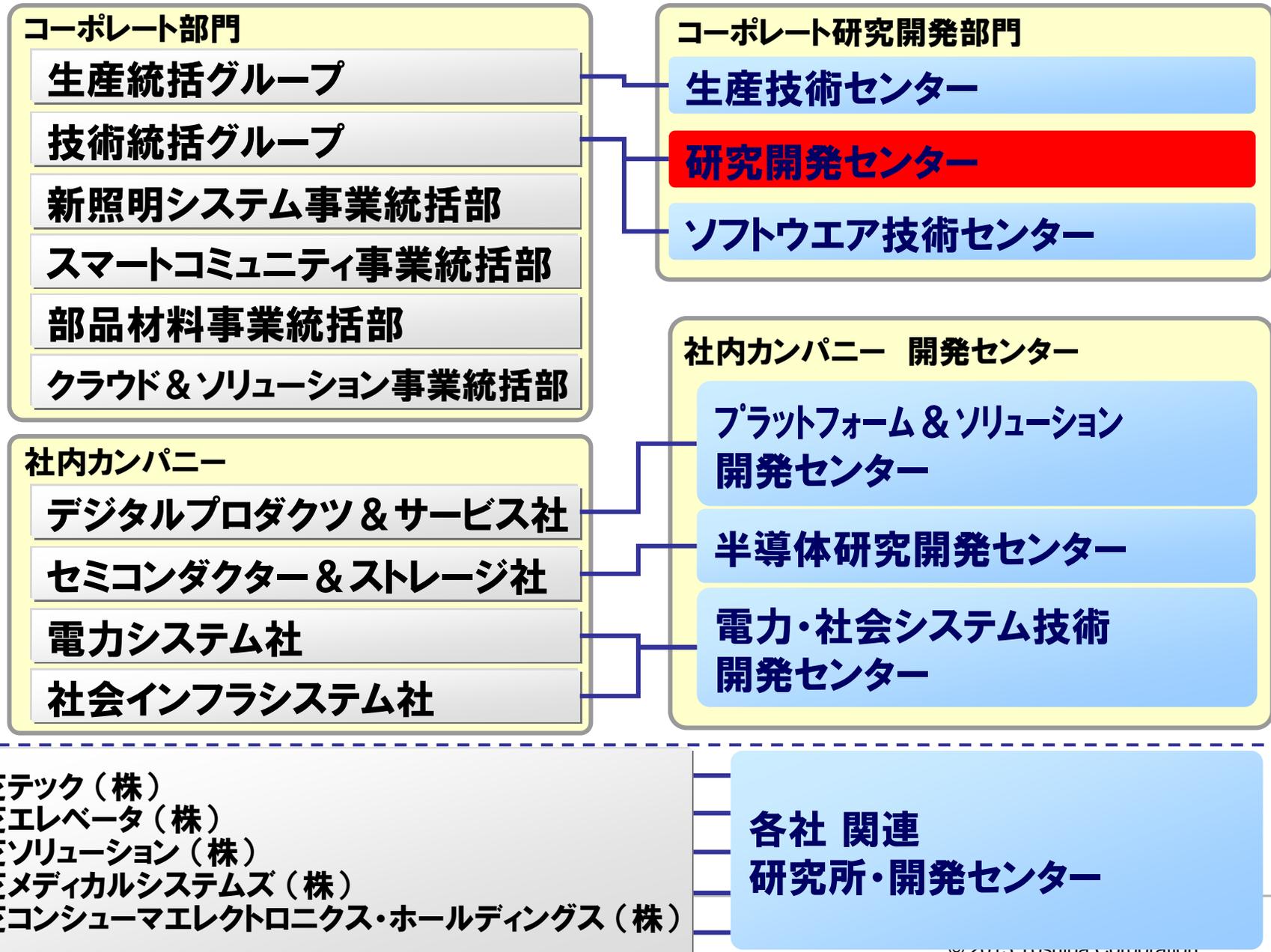
1. 東芝の事業概要
2. 研究開発体制
3. 研究開発センター概要
4. 研究開発センターにおける輸出管理
5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

1. 東芝の事業概要

2013年3月期事業別売上高実績 5.8兆円 (連結)



2. 研究開発体制



3. 研究開発センター概要



研究開発センター

所在地：神奈川県 川崎市 幸区 小向東芝町1番地

敷地面積：約3.8万㎡

従業員数：約960名

内研究者 約860名(女性約140名)

(2013年3月末時点)

■ 海外

ケンブリッジ研究所

量子暗号通信・音声認識・
コンピュータービジョン



通信研究所 (ブリストル)

無線通信



東芝中国社研究開発センター (北京)

音声認識・機械翻訳



3. 研究開発センター概要

研究開発センターの 主な研究領域

□情報通信プラットフォーム

無線・ネットワーク
セキュリティ
コンピューティング技術



Information
&
Communication
Platform

□ヒューマン・インターフェース

映像理解
映像処理
音声・言語処理
知識処理



Human
Interface

□LSI・ストレージ

NANDフラッシュメモリ
MRAM
磁気ヘッド
新規メモリ技術



LSI
&
Storage

□機械・システム

システムエンジニアリング
メカニカル・エンジニアリング
高信頼システム設計



Mechanical
&
Systems
Engineering

□ナノ材料・デバイス

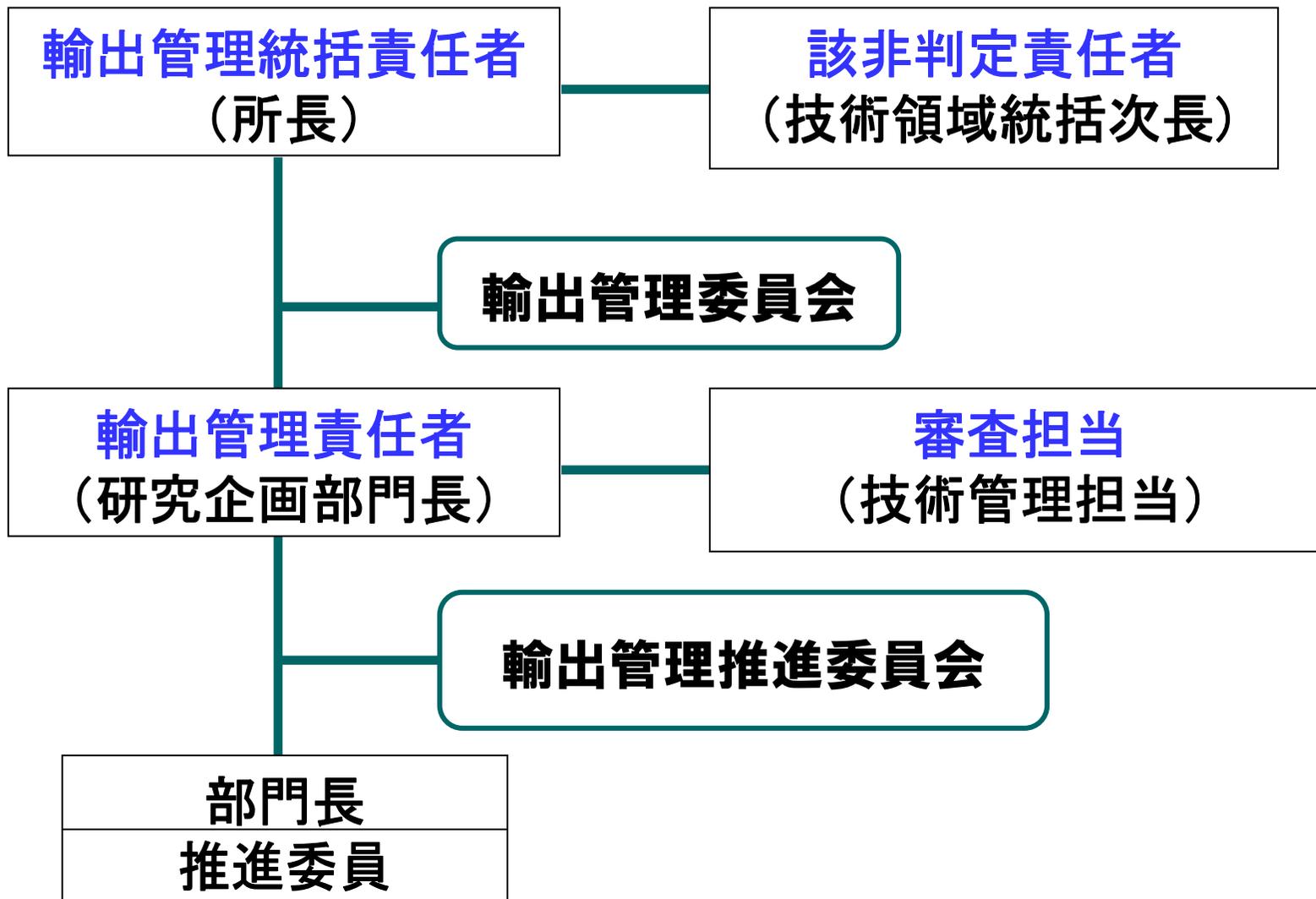
ナノエレクトロニクス
エコ・エナジーデバイス
ナノプロセスシミュレーション



Nano
Materials
&
Devices

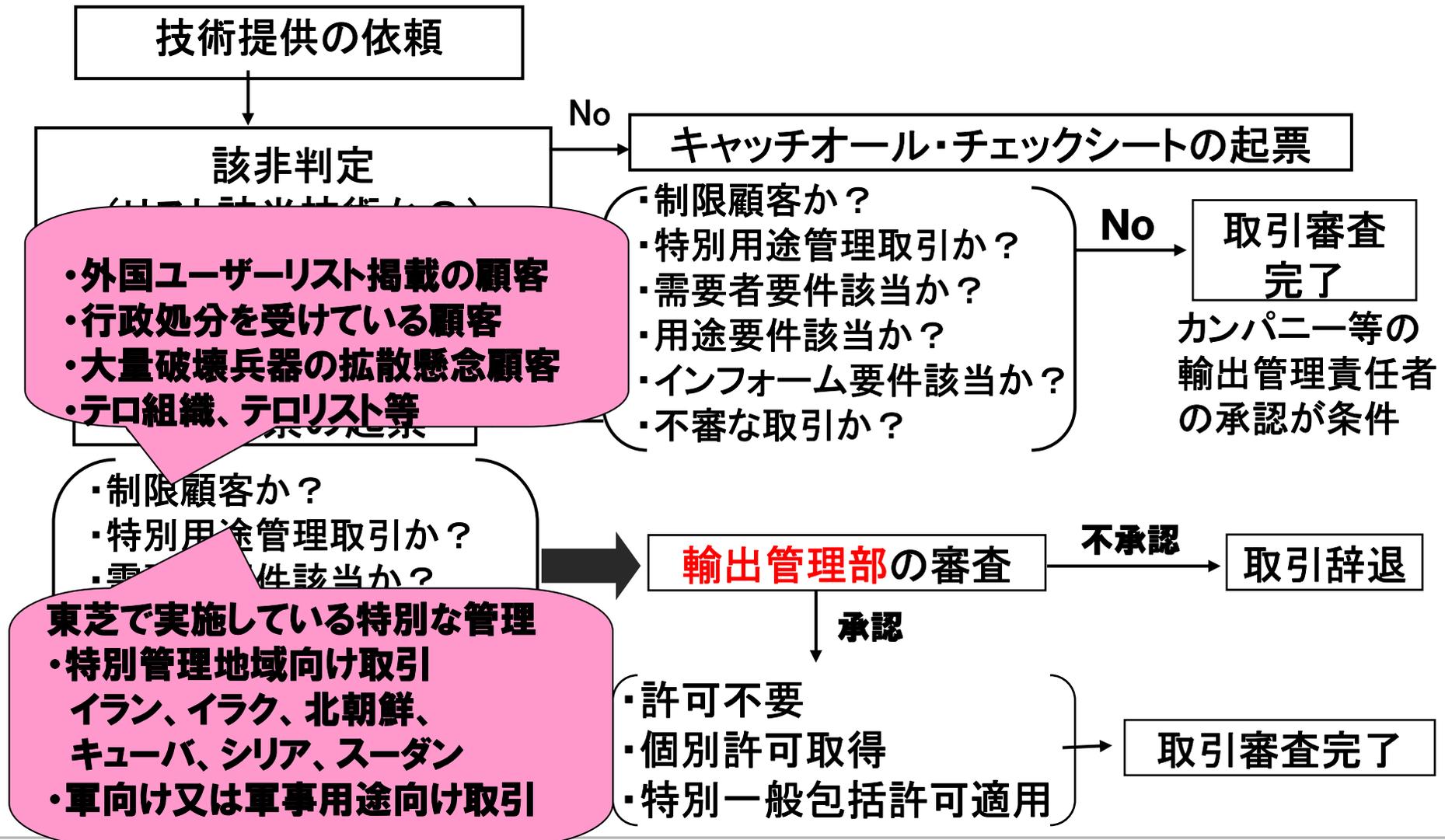
4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.1 輸出管理体制



4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.2 取引審査



4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.2 取引審査

【帳票例：該非判定票】

輸出管理責任者の確認

マスタ登録		輸出管理責任者		該非判定責任者		該非判定責任者		承認		担当		承認		担当		
判定票 No. :		規制貨物・技術						米国原産貨物・技術								
製品 コード	貨物・技術名		貨物判定区分			技術判定区分			総合 判定	判定の 根拠説明	WA 区分	HS コード	外部 公表	EMC 区分	プロダクトシート No.	ECGN 再輸出可能国群 コード(裏面参照)
	貨物・技術名	型式(モデル)	SP	KP	政省令項番	SP	KP	政省令項番								
SP区分(1~15項)		KP区分(16項)		判定(非該当の場合はHSコード記載方)			判定用添付資料 (有=○)			WA区分		EMC区分		輸出管理組織コメント		
0:非該当 1:該当 -:対象なし		0:非該当 1:該当 -:対象なし		0:非該当(技術なし) #:SP該当 X:非該当(貨物なし) /:未判定 Y:非該当(全て) %:KP該当			・項目別対比表又はパラメータシート [] ・仕様書又はカタログ [] ・外部登録(公表)資料 [] ・その他(自主判定書等) [] ・プロダクトシート []			V:極めて機微な品目 S:機微な品目 B:基礎的な品目 E:暗号特例適用		0:対象外 2:社外製直接製品 3:東芝製直接製品 4:転売品 5:組込品 6:組込比率省略品 9:混在品				

4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.2 取引審査 **【帳票例：ST管理票】**

【以下の場合起票】

- ・リスト該当技術
- ・制限顧客向け
- ・特別管理地域向け
(イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダン)
- ・需要者要件
- ・用途要件
- ・軍・軍事用途
- ・インフォーム要件
- ・行政指導要件
- ・不審取引

S T 管理票									
ST管理票No.	見種・引合No.	注内発番・手配No.	注文主注文書No.	出荷予定日					
輸出等区分	輸出 ・輸出関連取引 ・仲介貿易	管理対象 取引区分	・一般取引 ・特別管理地域・軍/軍事用途向け ・制限顧客(国内・外) ・米国原産貨物・技術(再輸出可能国) ・該	要件該当	部門名				
注文主	宛名	コード	社内包括許可No.(*)	国・地域名	調査事項 特別管理 制限顧客				
引合ルート	国・地域名/顧客名	宛名	所在地	国・地域名	要件				
仕向先	宛名	所在地	国・地域名	用途	行政指導要件				
最終需要者	宛名	所在地	国・地域名	用途	軍・軍事用途				
設置場所	不明	取引関係者含む国・地域の分類	不明	用途	インフォーム要件				
注文主購入仕様書No.(*)	添付の有	規制項番	無	用途	取引書類より明 認(不明確の場合 は確認書(様式: E/L)を提出する 要時の 輸出許可 申請日: 取得日: 許可No.:				
輸送条件及び輸送票No.(*)		規制項番	無	用途	経済産業省への申請要 否				
注文主品名(品名)	貨物・技術名	規制項番	米国原産貨物・技術 V/再輸出可能国	用途	輸出許可 申請日: 取得日: 許可No.:				
(1)				用途	包括E/L 項番: No.:				
(2)				用途	輸出許可 申請日: 取得日: 許可No.:				
(3)				用途	包括E/L 項番: No.:				
(4)				用途	輸出許可 申請日: 取得日: 許可No.:				
(5)				用途	包括E/L 項番: No.:				
(6)				用途	輸出許可 申請日: 取得日: 許可No.:				
(7)				用途	包括E/L 項番: No.:				
調査事項	結果	担当者	責任者	結果	取引可否				
米国政府再輸出承認要否 不要時の理由:					取引可否				
特記事項	特記事項(カンパニー輸出管理組織、(本輸)記入)								
	(本輸)STC取引承認(*)								
	審査担当者								
	グループ長								
	(本輸)長								

【取引確認】

- ・制限顧客
- ・特別管理地域
- ・需要者要件
- ・用途要件
- ・軍・軍事用途
- ・インフォーム要件
- ・行政指導要件
- ・不審取引有無

最終需要者

貨物・技術名

規制項番

米国原産貨物・技術

経産省への許可申請要否

経産省の許可状況

米国政府の許可状況

「輸出管理部」承認

(注) (*)印のついた項目は、該当する場合に記入する

4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.2 取引審査【帳票例:CACS

(キャッチオール【別紙】チェックシート)】

<EC-43-003H>

1. リスト非該当技術を提供する場合、全ての取引についてCACSを起票し、キャッチオール確認を実施。
2. 但し、G2、G3地域向けはCACSの起票は省略可能。
(部門内でダブルチェックを実施し、確認結果を残す)
 - ・特別管理地域: イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダン
 - ・G1地域: 重要地域 (中国、ロシア、インド等36か国)
 - ・G2地域: 通常地域 (G1、G3地域を除く国・地域)
 - ・G3地域: 輸出令別表3の地域 (米国、英国、フランス等のホワイト国)

CAチェックシート管理No:	取引関係
注文品名:	注文主、国・地域名:
最終用途:	最終需要者、国・地域名:
注文No.:	その他取引先
見積No.:	仲介貿易

次の[1]～[9]までの項に該当するかを確認し、必要に応じて「はい」、「いいえ」を記入し、輸出管理責任者の承認を得てください。

<チェック項目>

<該非判定確認>

[1] リスト規制貨物・技術に該当するかどうか? はい、いいえ

[2] 【米国原産貨物・技術】に該当するかどうか? はい、いいえ
 「いいえ」の場合は再確認してください。
 注) 【米国原産貨物・技術】に該当するかどうか? はい、いいえ

<需要者確認>

[3] 取引先が核兵器等の開発等を行う又は過去に行ったことがあると解される情報がありますか? はい、いいえ

[4] 取引先が制限顧客リストに該当するかどうか? はい、いいえ

<用途確認>

[5] 取引に関し、核兵器等に用いられることとなる用途に該当するかどうか? はい、いいえ

①核燃料物質又は核原料物質の開発等
 ②核融合に関する研究
 ③原子炉(軽水炉を除く)、原子炉用燃料、原子炉用炉心、原子炉用炉心部品、原子炉用炉心部品等の開発等
 ④重水の製造
 ⑤核原料・燃料物質の開発等
 ⑥取引先が軍、国防機関、警察、保安機関、特殊部隊、特殊作戦部隊、特殊作戦部隊等の機関に属するかどうか? はい、いいえ

且つ、以下を確認してください。

a. 化学物質の開発等
 b. 微生物若しくは毒素の開発等
 c. ロケット若しくは無人航空機の開発等
 d. 宇宙に関する研究

[6] 取引に関し、通常兵器の開発等に関する情報がありますか? はい、いいえ

<インフォーム確認>

[7] 核兵器等又は通常兵器の開発等に関する情報があるかどうか? はい、いいえ
 経済産業大臣からインフォームを受けていますか? はい、いいえ

<その他確認>

[8] 取引先に軍(テロ組織)に属するかどうか? はい、いいえ
 上記以外の軍用途に該当するかどうか? はい、いいえ

[9] その他、上記に該当しないが、輸出管理上のリスクを有するかどうか? はい、いいえ
 仕向地がイラン、イラク、北朝鮮、キューバ、シリア、スーダンに該当するかどうか? はい、いいえ

申請部門名	部門担当者	部門責任者	部門コメント:(整理・社内包括 No.)	輸出管理責任者
				否

最終需要者

該非判定確認

需要者確認

用途確認

インフォーム確認

その他軍用途等の確認

輸出管理責任者の承認

4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.3 輸出管理の必要な場面

- 研究成果の外部への公表 (学会、論文等)
 - 不特定多数向け以外は輸出管理が必要
- 海外の研究機関・大学との共同研究
 - 提携による貨物・技術の輸出・提供
- 海外出張時の携行品及び技術提供
 - 技術の持出・提供

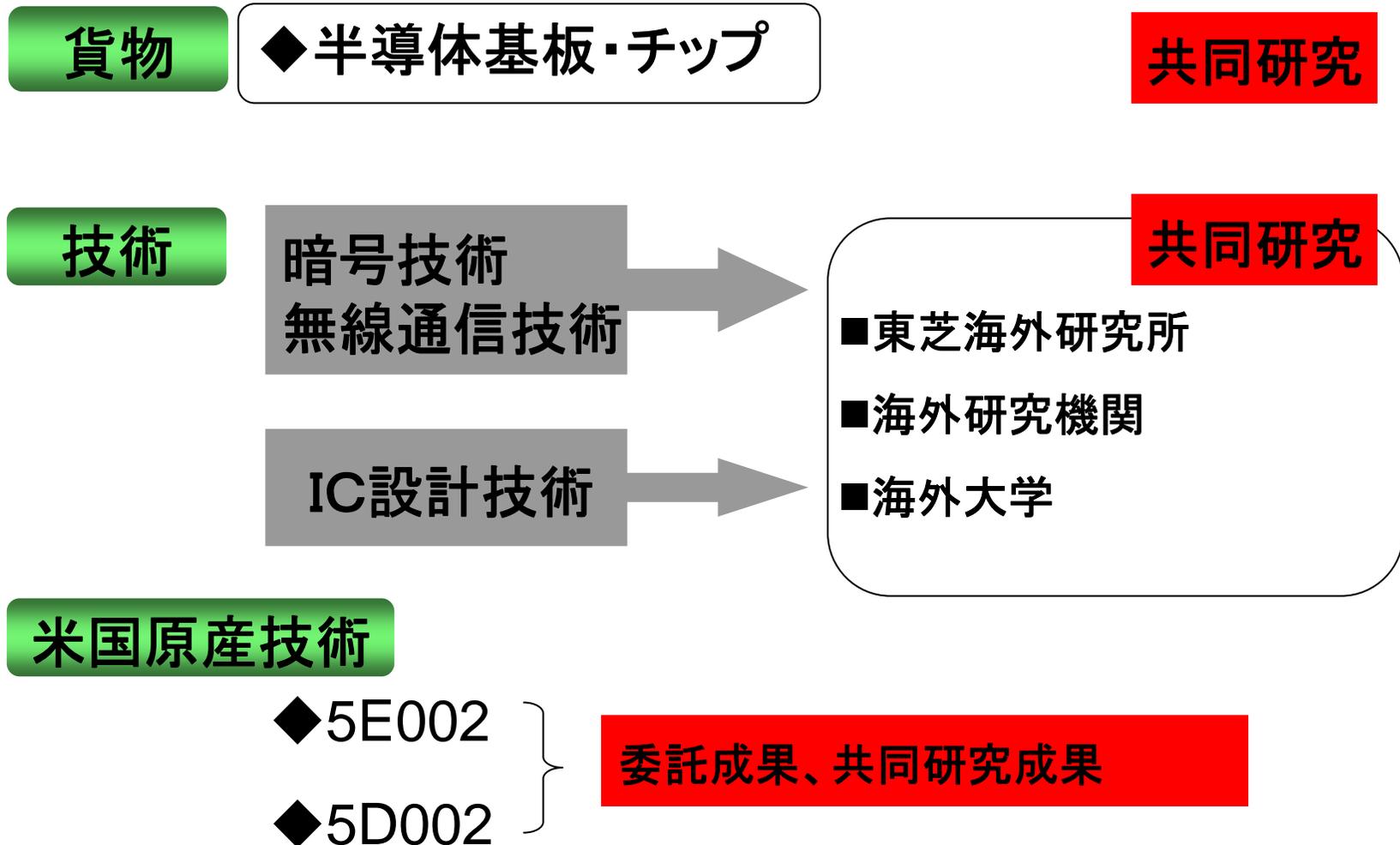
4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.3 輸出管理の必要な場面

- 海外研究生・留学生の受入
(非居住者、外国籍者)
 - 技術指導
 - 研究装置の使用
- 研究成果品・試作品の海外への送付
 - 貨物の輸出
- 米国原産技術の管理
- 入口管理・出口管理

4. 研究開発センターにおける輸出管理

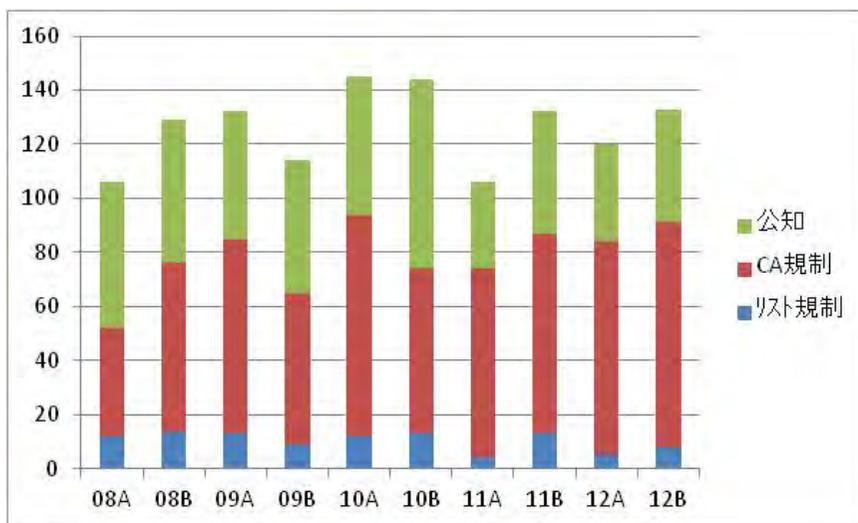
4. 4 主な規制貨物・技術



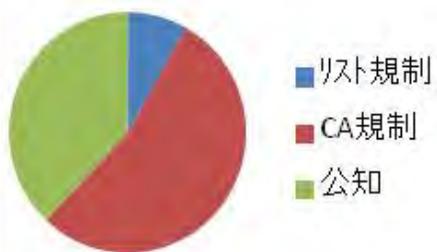
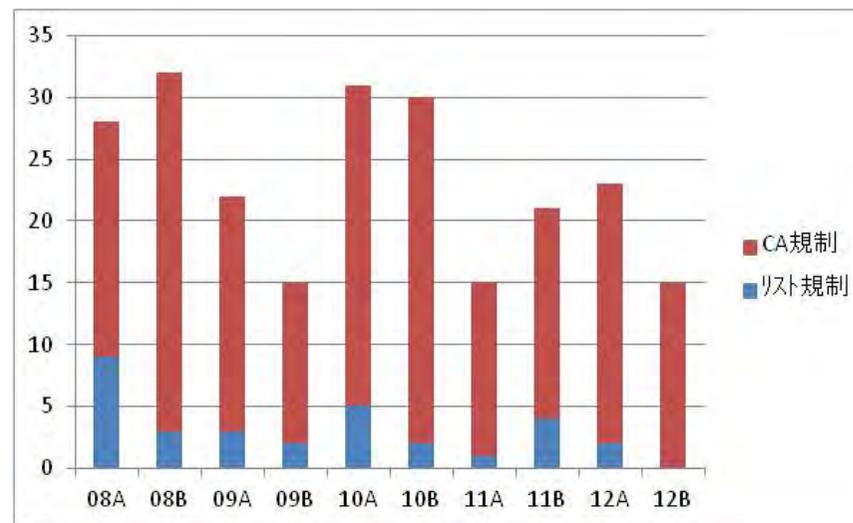
4. 研究開発センターにおける輸出管理

4.5 取引承認件数推移

技術



貨物



公知技術の割合が高い

5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

輸出管理を電子承認システムに追加

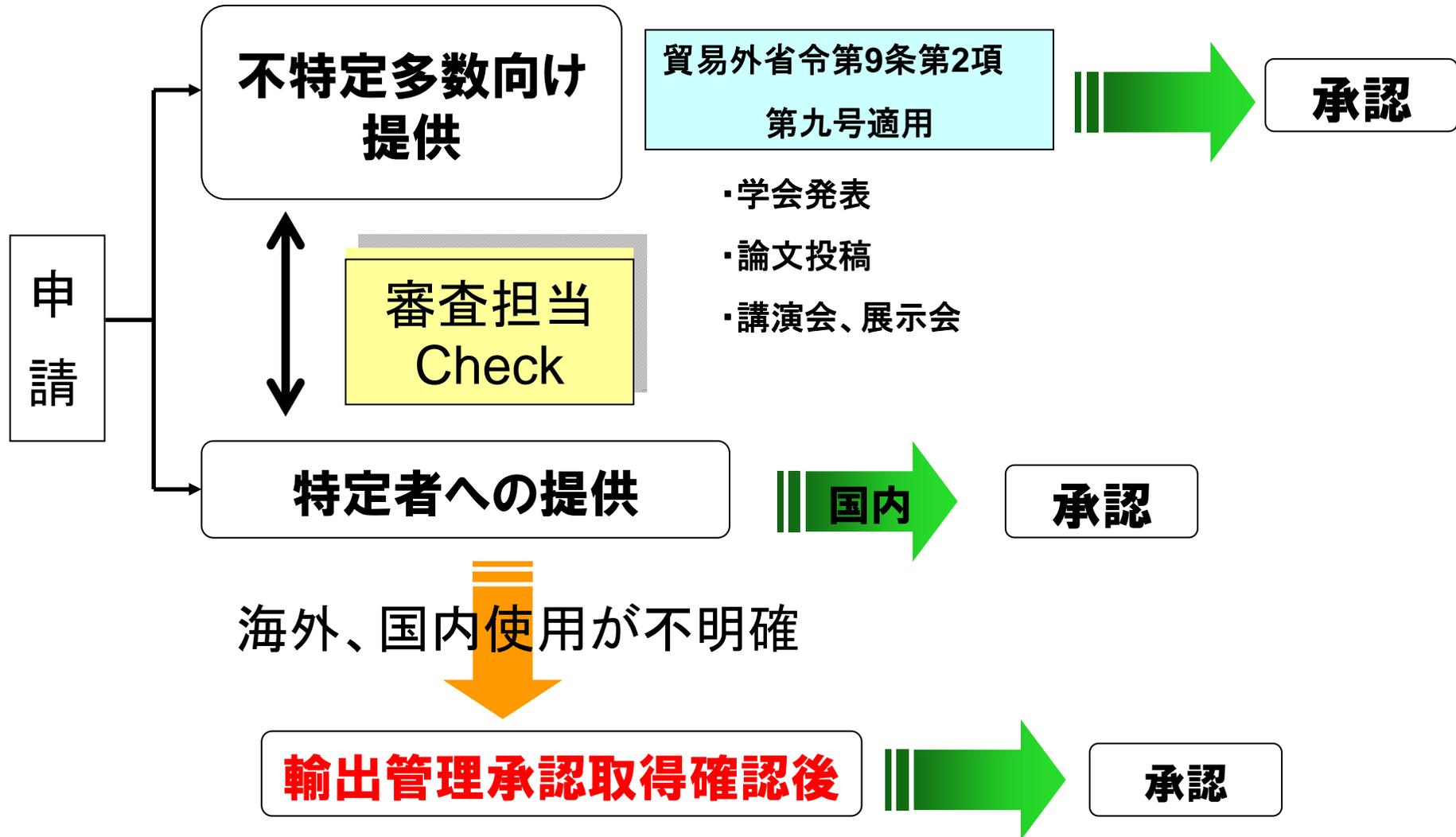
1. 社外発表申請
2. 技術提携申請
3. 海外出張申請
4. 参観承認申請

既存の電子承認システムに**輸出管理チェック項目**を追加

輸出管理“審査担当”が全
件チェック

5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.1 社外発表申請



5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

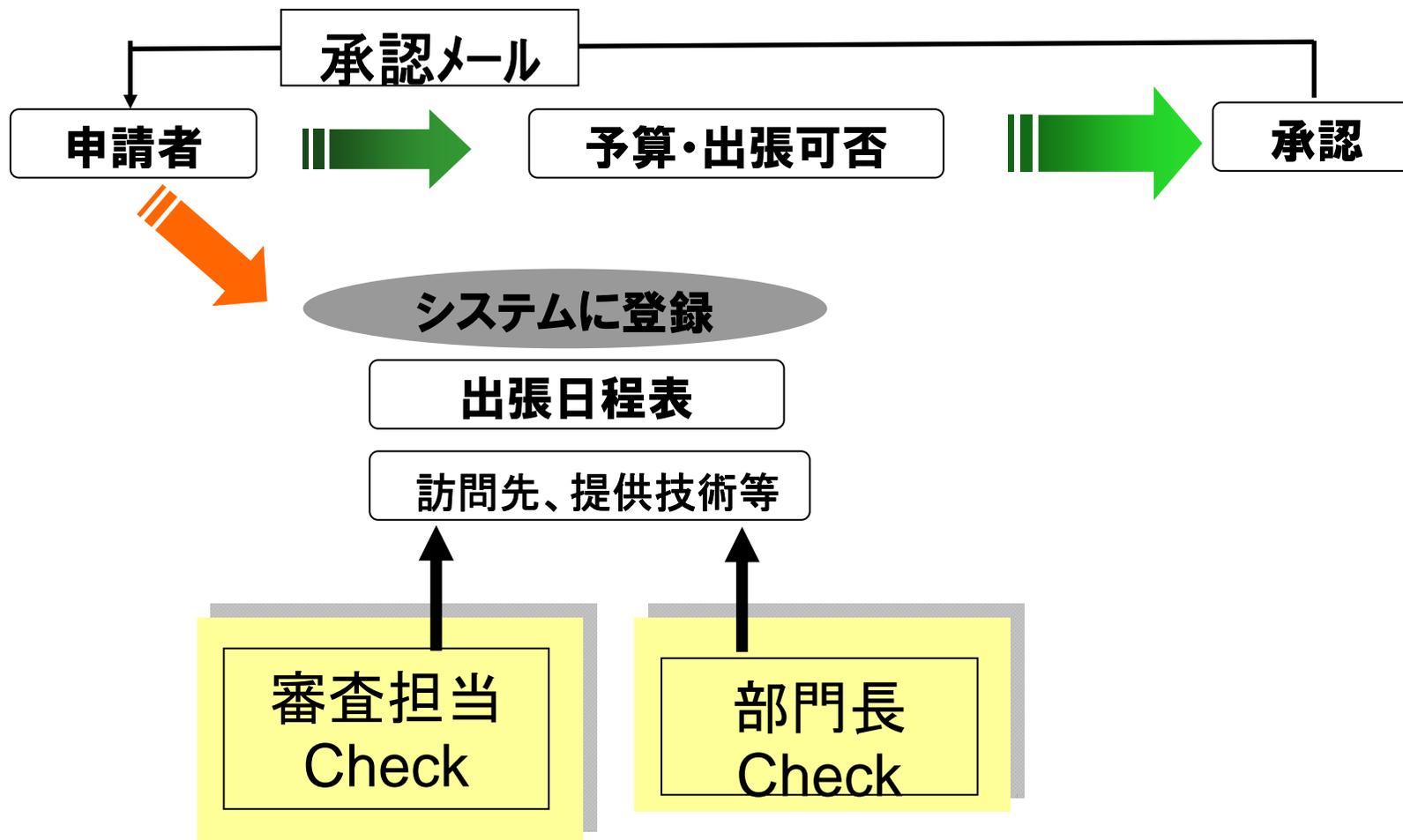
5.1 社外発表申請(サンプル)

社外発表申請書	
<input type="radio"/> はい	(※引用の要件は次の通り。 (1)当該コンテンツを利用しなくてはならない理由があり、他のコンテンツでは代替不可能である。 (2)引用部分は公表された著作物である。 (3)引用部分を明確に区別し、出所表示をしている。 (4)発表資料のうち、自分の創作部分が「主」で、引用部分が「従」である。)
<input checked="" type="radio"/> いいえ	
5. 関連他部門	
<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	
部門名	
承認	<input type="radio"/> 済 (承認者 承認日) <input type="radio"/> 承認エビデンス <input type="radio"/> 手続き中 (手続き状況) <input type="radio"/> 手続き完了の見込み
6. 本申請は不特定多数を対象とする技術の提供ですか。(貿易外省令第九条第2項第九号)	
<input checked="" type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> イ 既に不特定多数の者に対して公開されている公知の技術(新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により) <input type="radio"/> ロ 不特定多数の者が入手しようと思えば可能な公知の技術(学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等) <input type="radio"/> ハ 不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術(科学館の見学コース、誰でも参加できる講演会・展示会等) <input type="radio"/> ニ ソースコードが公開されているプログラム <input type="radio"/> ホ 本発表ではじめて不特定多数の者が入手又は閲覧可能となる技術 上記以外の項目 補足事項
<input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> a: 該非判定、取引承認 <input type="radio"/> (1)承認済み <input type="radio"/> (2)手続き中 <input type="radio"/> (3)未手続き <input type="radio"/> b: 国内使用・設置が明らか (技術の提供先に非居住者が含まれていないことが確認できる) <input type="radio"/> c: 技術提供なし コメント

**輸出管理上の
確認ポイント**

5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.2 海外出張申請



5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.3 参観承認申請

参観承認手続き

- ・参観目的／理由
- ・参観場所・内容の特定
- ・輸出管理
 - ✓ 非居住者、外国籍者の識別
 - ✓ 輸出管理承認の事前取得

5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.3 参観承認申請(サンプル)

輸出管理チェック①「非居住者/外国籍」

はい いいえ

質問①: 参観・撮影者に非居住者若しくは外国籍者を含みますか?

輸出管理チェック②「技術・貨物提供」

はい いいえ

※輸出管理チェック①が「はい」の場合、回答してください。

質問②非居住者の場合: 技術・貨物の提供はありますか?

外国籍者の場合: 米国原産技術・貨物の提供はありますか?

輸出管理に関する事前申請の状況

承認済み 申請中 未申請

※輸出管理チェック①と②が両方「はい」の場合、回答してください。

注意: 未申請の場合、早急にENTIAから輸出管理申請をおこなってください。

承認済みの場合: 承認番号

輸出管理担当の確認

確認済

※輸出管理担当のみ入力して下さい。

5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.4 米国原産技術の管理

✓ 自部門の管理対象者の把握

→ 従業員情報管理部門との連携

→ 外国籍従業員リスト作成

✓ 自部門の管理対象技術の把握

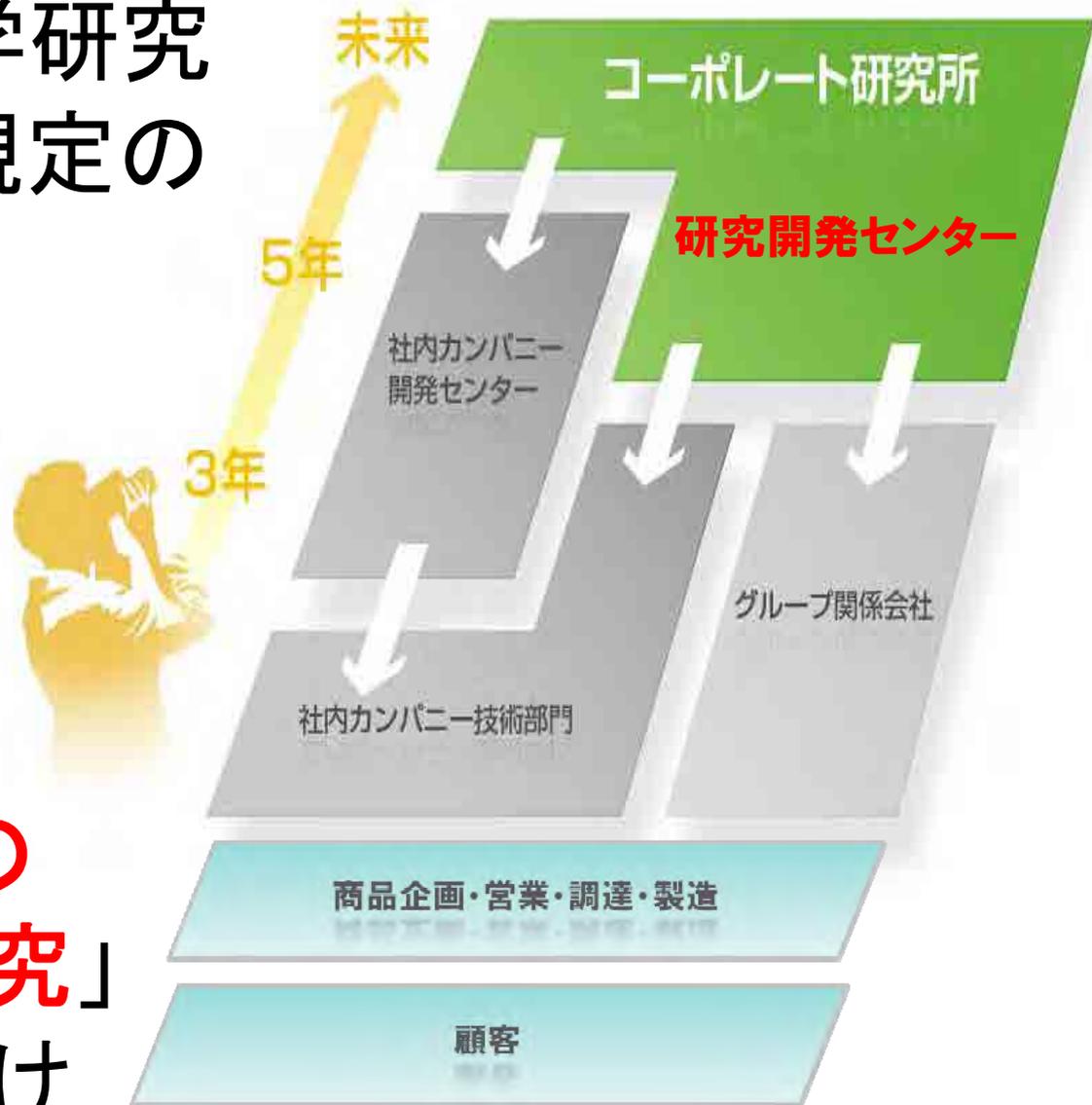
→ 米国原産技術管理リスト作成

外国籍従業員、外国籍研修生受け入れに活用

5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.5 基礎科学研究の除外規定の運用

- ✓ 除外規定は不採用
→ 企業の研究は「**事業化のための研究**」の位置づけ



5. 研究開発センターにおける輸出管理事例

5.6 入口管理・出口管理

誓約書による管理

★入口管理

- ✓ 秘密保持義務(開示・漏洩の禁止)
- ✓ 雇用関係終了後の秘密保持義務
- ✓ 退職時の機器・情報の返還義務

★出口管理

- ✓ 退職時も秘密保持誓約書作成